

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	V-2-(3) 障がい者の自立支援
施策の目的	障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくれます。
施策の現状 に対する評価	<p>①(障がい理解の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性や必要な配慮を理解し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」を通じ、日常生活で障がい者を手助けする「あいサポーター」は着実に増えているが、障がいを理由とする差別意識の解消や合理的配慮の提供に関する理解と実践に向け、県民への継続的な働きかけが課題である。 <p>②(福祉サービス等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活移行を推進するための基盤となるグループホームの整備が着実に進んだ。 障がい児・者への適切なサービス提供に向け、事業者指導や資質向上研修等に取り組んでいるが、人的接触が制限されるなどのコロナ禍の影響を踏まえた取組の強化が課題である。 多職種の協議や研修等を積み重ね、精神障がい者の退院支援、地域定着を進めている。 発達障がいの早期発見・早期支援や、医療的ケアを必要とする児童等が地域において必要な支援を受けられるよう、相談支援など体制整備への継続的な取組が課題である。 <p>③(障がい者の就労支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による受注・販売減等で、福祉施設からの一般就労への移行や福祉事業所等での工賃実績など減少傾向にあったが、令和3年度実績は、一般就労者数は前年から増加となり、平均工賃月額は半数以上の事業所で増加した。しかし、コロナ禍前の水準をなお下回っている。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい理解の更なる促進のため、研修講師のフォローアップ研修や新たな広報媒体を活用した周知等に取り組んだ。 発達障がい初診待機日数の短縮に向け開始した事前アセスメント強化事業について、令和4年度から人員を増やしたほか、取り組みの周知と医療機関等との連携拡大に取り組んだ。
今後の取組 の方向性	<p>①(障がい理解の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の一部改正(合理的配慮の民間事業者への義務化等)の趣旨について事業者や県民への周知を図るほか、あいサポート運動、ヘルプマーク等関連事業の一体的・効果的な周知を検討しながら、障がい理解に向けた広報活動に反復継続的に取り組み、共生社会の実現に向けた機運醸成を図る。 <p>②(福祉サービス等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域での支援体制の充実を図るため、県人材育成ビジョンに基づく相談支援専門員の育成など専門的人材の確保・育成に取り組むほか、コロナ禍においても、サービス提供基盤の整備および指導監査体制の強化を着実に進めていく。 発達障がいについて相談機関と初診医療機関との連携を拡大するとともに、医療的ケア児支援センターの開設による広域的・専門的な相談支援の充実に努める。 <p>③(障がい者の就労支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の就労支援ネットワークを強化しながら、障がい者の一般就労を促進する 島根県障がい者就労事業振興センターによる共同受注・販路拡大、新商品開発等への支援をはじめ、農福連携や商工業等地域連携の強化など全県一体的な事業所への支援を行うなど、「島根県工賃向上計画(R3～R5)」に基づく取組を継続する。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(3) 障がい者の自立支援				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	障がい者施策推進事業	障がい者	多様な福祉サービスを受けられるようにする。	8,769	15,199	障がい福祉課
2	障がい者相談事業	障がい者及びその家族	安心して地域生活が送られるよう支援する。	26,266	40,741	障がい福祉課
3	障がい者手当等給付事業	障がい者、障がいのある児童を監 護・養育する者	手当を給付することにより経済的負担の軽減を図る。	188,302	197,737	障がい福祉課
4	障がい者施設等整備事業	障がい児・者施設事業者・設置者	障がい児・者が必要とするサービスを確保するための施設 整備の促進	171,266	222,405	障がい福祉課
5	障がい者自立支援給付制度運営事業	障がい児・者	市町村及び事業者に対して障害者総合支援法や制度の見 直し等に関する情報提供や研修を行い、障がい児・者の ニーズに応じた適切なサービスが提供されるようにする。	14,222	19,548	障がい福祉課
6	障がい者自立支援給付事業	障害者	障害福祉サービス(自立支援給付)に要する経費のうち、法 に基づき県が負担すべき額を市町村に交付し、必要なサー ビスを提供することにより、障がい者の自立を支援する。	4,746,787	4,888,045	障がい福祉課
7	障がい者自立支援医療等給付事業	障がい者(児)及びひとり親家庭等	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図 る	2,348,579	2,356,429	障がい福祉課
8	障がい児施設等給付費	障がい児	入所施設において、障がい児の保護、日常生活の指導並びに自活に 必要な知識技能の付与を行う。 また、通所支援事業所において、障がい児に対する療育、訓練その 他必要な支援を行う。	1,277,993	1,287,271	障がい福祉課
9	障がい者地域生活支援事業	障がい者	能力や適性に応じた自立生活を営むことができるよう、移動 や生活、コミュニケーション支援等のサービスを提供し、障 がい者の社会参加を促進する。	271,213	299,074	障がい福祉課
10	子ども発達支援事業	障がいのある(疑われる)児童	適切な療育を受けて、健やかに発達・成長できる。	189,494	248,567	障がい福祉課
11	障がい者利用施設運営事業	視覚・聴覚障がい者	情報提供等を行う利用施設からの適切な支援を受けて円 滑に意思疎通を図り、社会参加を実現する。	97,995	100,796	障がい福祉課
12	障がい者就労支援事業	障がい者	障がい者の就労を促進するとともに、就労支援事業所等を 利用する障がい者の工賃向上に取り組み。	133,801	177,259	障がい福祉課
13	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等 関係機関が行う支援の充実を図る。	32,798	45,902	障がい福祉課
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者施策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	多様な福祉サービスを受けられるようにする。		8,769	15,199
			うち一般財源 (千円)	5,291	8,761
令和4年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」を推進するとともに、援助や配慮を必要としていることを周りに知らせる「ヘルプマーク」について普及し交付する。 ○差別解消法に基づく普及啓発の実施、障がいを理由とする差別に関する相談体制を確保する。 ○障がい者施策、精神保健福祉、精神障がい者福祉に関する審議会等を開催する。 ○障がい者の社会参加を促進するため、県内で開催される障がい者団体の全国規模の大会等へ経費を助成する。 				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> ○県版研修用DVDの活用促進や研修用テキストの改訂等に取り組み、研修内容の充実を図る。 ○過去のあいサポートメッセージ研修受講者を対象に、更なる理解啓発活動をしてもらうためのフォローアップ研修を新設する。 				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	障がい者施策審議会開催回数【当該年度4月～3月】	目標値		2.0	1.0	1.0	2.0	1.0	回	単年度値
		実績値	1.0	2.0	1.0					
		達成率	—	100.0	100.0	—	—	—		
2	あいサポーターの人数【当該年度3月時点】	目標値		61,080.0	59,200.0	69,380.0	79,560.0	89,740.0	人	累計値
		実績値	50,198.0	54,476.0	60,148.0					
		達成率	—	89.2	101.7	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポーター数は、令和3年度に5,672人増加した(令和2年度は4,278人増加)。 ○障害者差別解消法に係る相談件数 (R元) 29件(県13件、市町村16件)差別的取扱い 8件、合理的配慮 8件、その他 13件) (R2) 21件(県10件、市町村11件)差別的取扱い 5件、合理的配慮 6件、環境の整備 5件、その他 5件) (R3) 19件(県 8件、市町村11件)差別的取扱い 3件、合理的配慮 5件、環境の整備 2件、その他 9件) 注)合理的配慮＝障がい者への社会的障壁(移動や意思疎通の困難等)に対し、過度の負担がない限り除去等を行うこと。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間における全県街頭キャンペーンはコロナ禍で実施を見送り、街頭ビジョンなど新たな広報媒体を活用した。 ○県社協・市町村社協と連携して普及啓発研修に取り組み、研修メッセージのスキルアップやあいサポーター数の増加に結び付いた。 ○障がいを理由とする差別に関する相談窓口として、障がい福祉課に相談員を配置し相談に対応した。 ○相談窓口を有する関係機関によるネットワークを形成し、相談事例の共有により、効果的にかつ円滑に差別解消に取り組んだ。
課題分析	① 課題	合理的配慮の不提供や障がいを理由とする差別意識や無理解が未だ存在している。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア) 県民及び民間事業者へ差別解消法の趣旨等の理解を促す機会の提供が不十分である。 イ) 不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮の提供を受けられなかった時の相談窓口等の周知が十分ではない。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア) 差別解消法の一部改正(R3年6月公布)により、3年以内に合理的配慮の提供が民間事業者に対しても義務付けられることとなったことから、改正差別解消法の趣旨の周知や、今後国で検討される指針を踏まえた県内事業所の理解向上に取り組む。 また、あいサポート運動、ヘルプマーク等の具体的取り組みについて、各種広報媒体の積極的利用や市町村・関係機関との連携強化により反復継続的に啓発活動を実施する。 イ) 相談窓口の周知を図るとともに、事例分析や関係機関との情報共有により相談対応力を強化し、障がい者が相談しやすい環境づくりを進め、相談があった場合に適切に対応できるようにする。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者相談事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及びその家族	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	安心して地域生活が送られるよう支援する。		26,266	40,741
令和4年度の取組内容		○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ○市町村における精神障がいに係る保健医療福祉の協議の場の設置を推進する。 ○障がい者の虐待防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、虐待防止や支援体制整備を行う。 ○強度行動障がい者に対する特別支援を実施し、地域での受入を進めるための支援体制を整備する。 ○高次脳機能障がいの支援拠点を中心に、専門的な相談支援の実施や障がいへの理解を促進する。			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	強度行動障がい支援者養成研修参加者数(養成研修及びスキルアップ研修)【当該年度3月時点】	目標値		1,443.0	1,518.0	1,848.0	2,178.0	2,508.0	人	累計値
		実績値	1,113.0	1,345.0	1,572.0					
		達成率	—	93.3	103.6	—	—			
2	精神病床における入院後3ヶ月経過時点での退院率【前々年度3月～前年度6月】	目標値		69.0	71.0	71.0	71.0	71.0	%	単年度値
		実績値	66.8	R5.11予定	R6.11予定					
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○市町村の精神保健福祉の協議の場設置 令和元年:5市町村 → 令和2年:12市町村 → 令和3年:15市町村 ○高次脳機能障がいの相談件数(R3):松江 887件 雲南 140件 出雲 1894件 大田 165件 浜田 202件 益田 306件 隠岐 6件								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○多機関多職種による協議の場の設置、医療・相談関係職員の研修の積み重ねにより、特に入院後3ヶ月の退院率の上昇が見込まれる。 ○強度行動障がい支援アドバイザーの配置や支援者養成研修の実施により、障がい者の受入に係る理解や認識が進みつつある。 ○関係機関との連携による虐待防止に係る研修等の実施や、障害者虐待防止法に基づく虐待事案に係る指導により、施設・事業所における虐待防止に係る取組みの強化につながった。 ○高次脳機能障がいに関し、専門的な研修や相談支援、圏域間連携等により、当事者支援及び周知啓発の充実につながった。
課題分析	① 課題	ア)コロナ渦において病院と院外施設との体験交流が制限され、段階に応じた退院支援の実施が困難である。 イ)地域移行支援及び地域定着の受け皿が不足している。 ウ)強度行動障がい者の地域での実際の受入れが十分に進んでいない。 エ)高次脳機能障がいの相談支援件数に圏域によって大きな差が生じている。
	② 原因	ア)入院患者に退院後の生活を具体的に想像できる機会を提供する支援が不足している。 イ)地域生活に必要な支援やネットワークづくりが不足している。 ウ)支援者の強度行動障がい特性への理解や支援に関する認識の不足、また関係機関の連携体制が不十分な地域がある。 エ)高次脳機能障がい者支援について、医療、福祉のサービス提供資源が豊富な圏域(松江、出雲)の相談支援拠点で他圏域からの相談案件にも対応している場合がある。
	③ 方向性	ア)ピアサポーターによる入院患者への支援を強化するため、活動できるピアサポーター養成を強化する。 イ)地域移行及び地域定着に必要な支援の充実とネットワーク強化のための協議の場設置を支援する。 ウ)特別支援事業の継続実施による行動障がいの軽減、受入施設や一般の障害者支援施設への支援、研修の実施による支援者の養成、市町村等連携体制の構築などにより、地域での受入れが進むよう取り組む。 エ)高次脳機能障がい者支援について、研修会の開催を通じた地域の関係機関の対応力向上と、地域支援コーディネーターの配置を通じた圏域内の連携強化。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者手当等給付事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者、障がいのある児童を監護・養育する者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	手当を給付することにより経済的負担の軽減を図る。		188,302	197,737
令和4年度の取組内容	○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、県が行う法定受託事務として、在宅の重度障がい者や障がいのある児童を監護・養育する者の経済的負担を軽減する手当を支給するための判定を行う。 ・特別児童扶養手当(県が認定、手当支給対象:障がいのある児童を監護・養育する者) ・特別障害者手当(市町村が認定、手当支給対象:著しく重度の障がいがあり、常時、特別の介護を要する在宅の20歳以上の者)、障害児福祉手当(市町村が認定、手当支給対象:重度の障がいがあり、常時、介護を要する在宅の20歳未満の者) ○障がい者及び家族の将来的不安を軽減するため、加入している障がい者や保護者に年金等を支給する。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・特別児童扶養手当について、新システムを運用し事務の効率化を図るとともに、申請窓口となる市町村と連携し、適切に受給資格の判定及び支給事務を行う。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	特別児童扶養手当の新規申請件数【当該年度4月～3月】	目標値		340.0	357.0	374.0	391.0	408.0	件	単年度値
		実績値	273.0	298.0	355.0					
		達成率	—	87.7	99.5	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・特別児童扶養手当受給者数は、R2年度1,984人、R3年度2,046人(62人増加) ・心身障害者扶養共済加入者数は、R2年度200人、R2年度193人(7人減少) ・特別障害者手当、障害児福祉手当について、市町村で新規及び有期再認定に係る判定医の確保が難しい場合、県の判定医が障がい程度の判定を実施。 R2年度: 93件、R3年度: 174件 ・特別障害者手当、障害児福祉手当受給者数は、R2年度1,215人、R3年度1,178人(37人減少)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・特別児童扶養手当等の受給を希望する者からの申請について、法令に基づき適切に処理した。
課題分析	① 課題	新規認定件数が約350件、再認定が年間約900件、毎年8月の所得状況届確認が約2,000件あり、正確迅速に処理するための事務量が大きくなっている。
	② 原因	特別児童扶養手当受給者情報等を管理するシステム(平成26年導入開始)を令和3年度末に次期システムへ更新したことから審査入力等の事務効率化は向上したが、市町村の一次審査を経て進達された紙書類について内容補正や審査前の仕分け等の事務が必要となる
	③ 方向性	今後の国による事務処理や審査システムの共通化・電子化の年次進捗に応じ、県・市町村間の事務連携の効率化や迅速化に努める。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者施設等整備事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい児・者施設事業者・設置者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい児・者が必要とするサービスを確保するための施設整備の促進		171,266	222,405
			うち一般財源 (千円)	114,158	14,835
令和4年度の取組内容	○障がい福祉サービスを提供する施設等の整備				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	地域でのニーズを把握し、計画的な整備に努める				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	グループホーム指定事業所数【当該年度3月時点】	目標値		74.0	76.0	78.0	80.0	82.0	事業所	単年度 値
		実績値	70.0	71.0	75.0					
		達成率	—	96.0	98.7	—	—			
2	日中活動系事業所指定事業所数【当該年度3月時点】	目標値		237.0	241.0	246.0	251.0	255.0	事業所	単年度 値
		実績値	233.0	239.0	245.0					
		達成率	—	100.9	101.7	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		令和3年度の国・県補助金による施設整備件数(大規模修繕を含む) 国・県補助金 19カ所(うちグループホーム創設 1カ所 相談支援事業所創設 1カ所) ※令和4年4月1日時点のグループホーム定員:1,504人(前年同期1,500人)→ +4人								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○グループホームの指定事業所数は目標に達していないものの、全体としては国・県補助金を活用して、市町村が把握している、必要なサービス量を反映した目標値の達成に向けて着実に施設整備が進んでいる。
課題分析	① 課題	ア)施設整備のニーズとして、創設のほか、老朽化や災害対策にかかる大規模修繕などの要望が多い。
	② 原因	ア)既存の施設は老朽化や災害対応のために大規模な修繕が必要となる。
	③ 方向性	ア)第6期障がい福祉計画で設定した目標に従い、地域移行の推進を図るためのグループホーム・日中系事業所の県内の施設整備のニーズは高いため、創設や大規模修繕の要望に応えられるよう引き続き予算の確保に努める。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者自立支援給付制度運営事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい児・者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	市町村及び事業者に対して障害者総合支援法や制度の見直し等に関する情報提供や研修を行い、障がい児・者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるようにする。		14,222	19,548
			うち一般財源 (千円)	11,198	13,103
令和4年度の取組内容		○給付制度の円滑・適正な運営を図るため、市町村及び事業者に対して説明会、研修会を実施する。 ○障害支援区分認定調査員等に対して、適正な認定が行えるよう研修を実施する。 ○市町村の自立支援協議会の活性化や相談支援事業所間の連携強化のため、「相談支援アドバイザー」及び「圏域相談支援コーディネーター」配置のほか、島根県相談支援専門員人材育成ビジョンに基づいた各種研修を実施し、地域の相談支援体制の充実を図る。 ○障がい者の地域生活支援を行うボランティア等の人材育成を行うため、研修等への参加費用の一部を助成する。			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直した点		○感染症対策に配慮した事業者への集団指導や実地指導の方法を検討			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	障がい者福祉サービス事業者向け資質向上研修会等参加者数【当該年度4月～3月】	目標値		1,420.0	850.0	1,550.0	1,550.0	1,550.0	人	単年度値
		実績値	961.0	395.0	628.0					
		達成率	—	27.9	73.9	—	—	—		
2		目標値								%
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○利用者が質の高いサービスを受けられるよう、相談支援事業者とサービス事業者の養成やスキルアップを図った。研修会参加者等 R3: 628人(R2: 395人) ①事業者説明会(集団指導) 0人(0人) * web配信により実施 ②支援区分認定調査員、審査会委員研修 56人(37人) ③相談支援従事者研修 279人(161人) ④相談支援スキルアップ研修・市町村連絡会議 0人(0人) ⑤ヘルパー従事者研修 30人(0人) ⑥ヘルパーフォローアップ研修 17人(0人) ⑦サービス管理責任者等研修 246人(116人) ⑧サービス管理責任者現任研修 0人(81人)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○実地指導を通じて、サービス提供状況の把握や助言指導を行い、事業者の適切な制度運用、サービス提供が図られた。 ○各種研修開催により、従事者の養成及び資質の向上が図られた。 ○「島根県相談支援専門員人材育成ビジョン」を改定し、目指すべき相談支援体制及び相談支援専門員の姿を提示し、関係機関で共有するとともに、人材育成体制を体系的に示すことで、各研修の目的や役割を明確にした。これにより専門コース別研修の充実を図り、研修受講者の増につながっている。
課題分析	①課題	ア)指定障害福祉サービス事業者に対し、指定基準の遵守、質の高いサービスの提供、人材養成等への取組について指導・監督を行っているが、事業所においてはコロナ感染予防対策や人員確保など運営上の制約も抱えていることから、潜在的に状況把握や指導の徹底が不十分な事業所があるものと思われる。 イ)相談支援体制については、基幹相談支援事業所の設置状況や相談支援専門員の配置数・熟達度等について地域差が生じている。
	②原因	ア)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業者説明会や実地指導等の取組に制約があったほか、事業所が行う内部研修や情報共有等の取組の不足により、職員の制度理解が不十分な状況にある。 イ)相談支援従事者研修の内容が、それぞれの現場で求められるレベルに十分に対応したものとなっていない。
	③方向性	ア)コロナ禍への対応として感染予防対策等の相談対応や現地指導等を行うとともに、感染予防に配慮した方法での監査指導や説明会・研修を実施し、サービスの質の維持向上と現場レベルでの浸透を一層図っていく。 イ)市町村基幹相談センターの設置促進など身近な地域での相談支援体制の整備を進めるとともに、相談支援従事者研修の更なる充実を図るなど、「島根県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づく専門人材の確保・資質向上に引き続き取り組む。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者自立支援給付事業			
目的	誰(何)を対象として	障害者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障害福祉サービス(自立支援給付)に要する経費のうち、法に基づき県が負担すべき額を市町村に交付し、必要なサービスを提供することにより、障がい者の自立を支援する。		4,746,787	4,888,045
			うち一般財源 (千円)	4,735,349	4,837,452
令和4年度の取組内容	○障害者総合支援法に基づく法定給付として、以下のとおり負担金を交付する。 ・障がい者が安心して福祉サービスを受けられるようサービスを提供する市町村に負担金等を交付。 ・療養介護を行うために、市町村に負担金を交付。 ・身体障がい(児)者の失われた身体機能を補完するための補装具の購入又は修理に要する費用を支給する市町村に負担金を交付。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	市町村や障害福祉サービス事業者に対し、適切な情報提供や指導・助言に努める。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	自立支援給付費の対前年伸び率(訪問系サービス除く給付費、なお目標値は計画上の利用日数の伸び率を代入)【当該年度4月～3月】	目標値		101.8	101.8	101.8	101.8	101.8	%	単年度値
		実績値	102.0	102.4	102.6					
		達成率	—	100.6	100.8	—	—			
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○全体としてサービス量は増加しており、サービスの利用ニーズに応じた必要なサービス提供が図られている。 自立支援給付費(訪問系除く)支出済額(市町村ベース) R2:16,515百万円⇒R3:16,951百万円(対前年度+437 増加率:102.6%)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○市町村や事業者への情報提供、指導・助言や、施設整備などのサービス基盤の整備により、市町村における適切な支給決定と、サービス等利用計画等に基づく適切なサービス提供が行われ、障がい者に必要な福祉サービスの利用が増加した。
課題分析	① 課題	ア)地域によっては、サービスの選択肢が限定される状況がある。
	② 原因	イ)就労継続支援や就労定着支援など事業所が少ないサービスについては、地域による資源(福祉サービスの種類)の偏在がある。
	③ 方向性	ア)実施主体が市町村であり、市町村が障がい者に対し、必要なサービスを提供し、自立支援給付事業を実施するよう、今後も引き続き支援していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者自立支援医療等給付事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者(児)及びひとり親家庭等	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図る		2,348,579	2,356,429
			うち一般財源 (千円)	1,358,205	1,396,193
令和4年度の取組内容		○障害者総合支援法に基づく法定事務として、障がい者が自立して日常・社会生活を営むことができるよう、医療費の支給(精神通院医療)及び医療に要した費用を支給する市町村への補助(更生医療)を行う。 ○重度心身障がい者及びひとり親家庭に対する経済的な支援のため、医療費助成を行う。			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		○確実な事務手続きを行う。 ○市町村が実施主体の制度については、円滑な運用のための情報提供等を行う。			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	支給認定件数(更生医療・精神通院医療)【当該年度3月時点】	目標値		18,609.0	19,237.0	19,887.0	20,558.0	21,252.0	件	単年度 値
		実績値	18,001.0	19,835.0	19,027.0					
		達成率	—	106.6	99.0	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		福祉医療費対象者数【4月1日時点】 年度 合計 (寝たきり) (身体) (知的) (精神) (重複) (ひとり親) R1 24,719 32 12,770 2,177 1,300 218 8,222 R2 24,202 41 12,661 2,100 1,330 228 7,842 R3 23,695 30 12,353 2,144 1,365 238 7,565								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○自立支援医療給付事業や福祉医療費助成事業により、重度障がい者等の医療費自己負担の軽減により、自立して日常・社会生活を営むことにつながっている。 ○市町村や関係機関等への情報提供、チラシの作成、SNS(LINE)の活用等により、制度の周知を図った。 ○市町村に対する状況調査(実地調査)を実施し、福祉医療制度の適切な運用についての指導と意見交換を行った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性
		ア)周知の取り組みが一定の成果を挙げているが、必要な人に周知が行き届いていない可能性がある。 ア)潜在的な制度対象者の把握が難しい。 ア)引き続き、制度の周知の徹底を図り、円滑な実施に努める。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい児施設等給付費			
目的	誰(何)を対象として	障がい児	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どのような状態を目指すのか	入所施設において、障がい児の保護、日常生活の指導並びに自活に必要な知識技能の付与を行う。 また、通所支援事業所において、障がい児に対する療育、訓練その他必要な支援を行う。		1,277,993	1,287,271
			うち一般財源 (千円)	980,211	969,525
令和4年度の取組内容	○障がい児の保護、養育を行うために、障がい児入所施設に措置した児童や給付決定を受けて契約により入所した児童に係る給付を行う。 ○障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を提供する市町村に対して負担金を交付する。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	各市町村で構成する協議会を通じて、圏域で必要な通所支援サービスのニーズを把握する。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	放課後等デイサービス定員数【当該年度3月時点】	目標値		1,040.0	1,140.0	1,175.0	1,210.0	1,245.0	人	単年度 値
		実績値	1,005.0	1,105.0	1,145.0					
		達成率	—	106.3	100.5	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○障害児通所事業所は令和4年6月1日現在で11市町114事業所となっており、1年前に比べ3事業所が増加している。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○通所支援事業所は松江市、出雲市を中心に着実に増加しており、県西部でも新規の事業所が立ち上がっている。これにより身近な地域で必要なサービスを受けることができる体制が整備されつつある。
課題分析	① 課題	ア) 中山間・離島地域など地域によっては、身近な場所に通所支援事業所がないため、必要なサービスを利用できない、あるいは、遠方の事業所を利用している児童がいる。
	② 原因	ア) 全体としては目標に達しているものの、中山間・離島地域など地域によっては一定数のニーズがないと事業所の運営が難しい状況がある。
	③ 方向性	ア) 市町村単位でのサービス利用が難しい地域では、圏域単位で利用しやすいサービス提供に向けた連携体制が図られるよう支援する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者地域生活支援事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	能力や適性に応じた自立生活を営むことができるよう、移動や生活、コミュニケーション支援等のサービスを提供し、障がい者の社会参加を促進する。		271,213	299,074
			うち一般財源 (千円)	251,637	258,825
令和4年度の取組内容		○障害者総合支援法に基づき市町村が障がい者の社会参加のために実施する地域生活支援事業に対し、補助金を交付 ○島根県障害者社会参加推進センターを設置し、指導者育成、生活訓練、啓発広報等の事業実施、進行管理等を実施 ○生活の質の向上と社会参加促進のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成研修ほか各種事業を実施 ○島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に、相談支援や人材育成、鑑賞機会の提供等を実施 ○身体障害者補助犬使用者への補助犬健診等経費の助成(県視覚障害者福祉協会への業務委託)と、県民・事業所への啓発			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		○令和2年度より要約筆記者養成研修(西部)を開始し、県内での養成数を増やした ○補助犬の役割や受け入れ等の理解促進を図るため、R2年度に作成したリーフレット等の活用による継続した普及啓発の実施			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	意思疎通支援者(要約筆記、手話、盲ろう)登録数【当該年度3月時点】	目標値		216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	人	単年度値
		実績値	216.0	199.0	211.0					
		達成率	—	92.2	97.7	—	—			
2	福祉施設からの地域生活移行者数【当該年度3月時点】(H29年度からの累計)	目標値		63.0	91.0	108.0	126.0	143.0	人	累計値
		実績値	56.0	65.0	74.0					
		達成率	—	103.2	81.4	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○県手話通訳者について、高齢・多忙等の理由による登録辞退もあるが、登録者数は微増傾向(R元:61名、R2:64名、R3:67名)。手話通訳のニーズが増加していることを踏まえると、不足している状況。 ○中途失聴者ほか手話を使用しない難聴者の意思疎通を支援する要約筆記者は増えてきているが、まだ不足している状況。(R元:42名、R2:44名、R3:51名) ○市町村による類似の支援として、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成と、身近な地域での個人派遣が行われている。 ○身体障がい者補助犬使用者に予防接種等の経費を助成している。(R1)14頭、(R2)13頭、(R3)13頭								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○意思疎通支援者は総数の現状維持を目標としているが令和元年度からは減少となった。しかし、手話通訳者及び要約筆記者は微増傾向にある。 ○障がい者の生活・コミュニケーション等への支援を通じ、身近な地域での自立生活や社会参加が継続されている。 ○身体障がい者補助犬の役割や受け入れ等について継続的な啓発を行うことにより、補助犬について知ってもらう機会が増えている。 ○補助犬使用者に対し予防接種経費等を助成することにより、補助犬の健康維持にかかる経済的負担が軽減され、障がい者の社会参加につながっている。
課題分析	① 課題	ア)手話通訳者、要約筆記者の登録者数は微増傾向にあるが、難聴者、中途失聴者からの派遣要請に十分対応できていない。 イ)障がい者やその家族、福祉事業所等への文化芸術活動に関する支援が十分でない。 ウ)飲食店、宿泊施設などにおいて身体障がい者補助犬の受け入れが拒否される事例が生じることがある。
	② 原因	ア)手話通訳者は新規登録者が増えたものの、高齢化に伴う登録辞退をカバーするだけの次世代養成への働きかけが足りなかった。要約筆記者は全国認定試験の合格のための実技試験対策等が足りなかった。 イ)文化芸術の創作・鑑賞等に関し、障がい者・事業所・支援機関の状況把握や支援施策等にかかる関係機関による協働が不十分であった。 ウ)身体障がい者補助犬は、県民や事業者に対して継続的に啓発を行っているが、多くの県民の認知を得られる水準にまでは至っていない。
	③ 方向性	ア)周知方法の工夫や効率的開催、事前学習会の実施を関係機関と検討し、全県での養成研修受講者数の増と研修内容の充実に取り組む。 イ)障がい者文化芸術活動支援センターを中心に、アウトリーチを含めた全県での相談支援や人材育成等の取組みを継続する。 ウ)身体障がい者補助犬制度をはじめ障がいのある方への合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等について、様々な機会を通じて理解や認識を深める啓発を継続していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		子ども発達支援事業			
目的	誰(何)を対象として	・障がいのある(疑われる)児童	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	・適切な療育等を受けて、健やかに発達・成長できる。		189,494	248,567
			うち一般財源 (千円)	152,694	186,098
令和4年度の取組内容		○発達障がい早期発見、早期支援を図るため、島根県発達障害者支援センターを運営し、相談ニーズの増への対応や、地域の関係機関(市町村、保健、医療、福祉、教育、就労支援等)への支援・連携強化を促進 ○心の問題を抱える子どもへの早期の専門的治療のため、中核病院・協力病院・保健所圏域ネットワークによる対応力を強化 ○在宅障がい児等の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けられる機能を充実 ○在宅重症心身障がい児・者や医療的ケアが必要な障がい児・者が安心して地域で生活できるよう支援体制を充実 ○特別支援学校に通う児童・生徒の放課後等の居場所作りを支援			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		○発達障がいの初診待機短縮のためのアセスメント事業の周知及び医療機関・関係機関との連携強化・拡大 ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の充実及び県・圏域の取組の現状や課題把握のため情報共有や協議の場の確保・充実			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	発達障害者支援センター相談支援実人数【当該年度4月～3月】	目標値		1,086.0	1,136.0	1,186.0	1,236.0	1,286.0	人	単年度値
		実績値	1,073.0	1,083.0	1,251.0					
		達成率	—	99.8	110.2	—	—			
2	発達障害者支援センターの研修講師派遣件数【当該年度4月～3月】	目標値		375.0	385.0	395.0	405.0	415.0	件	単年度値
		実績値	341.0	306.0	342.0					
		達成率	—	81.6	88.9	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○発達障害者支援センターにおける心理学的判定人数 R1:119人→R2:138人→R3:194人 ○発達障害者支援センターにおける機関コンサルテーション(※)件数 R1:285件 → R2:310件 → R3:272件(内訳:保育所・幼稚園45件、学校151件、サービス事業所等35件、就労支援機関17件、企業15件、市町村7件、その他2件) ※発達障がい者の相談を主として行っている機関(保育所、学校、会社等)の職員等に対して技術的な助言・指導を行う。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや研修により関係機関の専門性・支援力の向上が図られ、地域で適切な支援を受ける機会が増加した。 ○初診前のアセスメント強化によりアセスメントを基に特性に応じた支援を受けられる対象者が増加した。 ○医療的ケア児等地域支援連絡協議会(H30年度～)を開催し医療的ケア児と家族の現状・課題を共有することにより、情報ポータルサイトの立ち上げにつながり、医療的ケア児等の各種支援や関係機関の情報にアクセスしやすくなった。
課題分析	①課題	ア)発達障がいに関し、LD、二次障がいを含む複合的事例や大人のケース等の相談が増えているが、専門医の不足により、一部医療機関での初診待機が発生している。 イ)医療的ケア児の心身の状況や家族の状況には差があり、必要とする医療的ケアの種類や生活状況に応じた支援が必要となるが、利用可能なサービスの不足や受け入れ体制が十分ではなく、家族の負担が大きい。またライフステージを通じて医療的ケア児の日常生活やサービスを総合的にコーディネートできる専門的機関や人材が不足している。
	②原因	ア)社会全体の関心の高まりや、家庭・仕事など生活上の困り事をきっかけとして相談が増えている。 専門医の不足に加え、アセスメントが不十分なために、福祉、教育における支援が活用されないまま、一部の専門医療機関に他機関等からの診断依頼が集中している。 イ)医療的ケア児が抱える課題について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係分野の情報共有や連携が不十分。地域資源が十分に活用されていない圏域もある。
	③方向性	ア)身近な地域での直接支援(相談援助・発達支援・就労支援)ニーズの増に対応しつつ、並行して機関コンサルテーション等の強化により段階的に間接支援へシフトしていくこととし、地域全体での早期発見・早期支援体制の充実と発達障害者支援センターの専門性強化を図る。 ・保育士・教員の対応力強化を支援するため配置した地域支援マネージャーの機能強化 ・医療機関と相談機関との連携を進め、R2から開始した初診前アセスメント強化事業の圏域拡大 イ)医療的ケア児等コーディネーター養成研修(R1～)の充実。県及び圏域単位での検討の場の充実。医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児支援センターを開設し、広域的・専門的な相談支援の充実を図る。

事務事業評価シートの別紙

事務事業の名称	子ども発達支援事業
---------	-----------

「上位の施策」が5以上ある場合のみ記載

5	上位の施策	
6	上位の施策	
7	上位の施策	
8	上位の施策	

「KPI」が3以上ある場合のみ記載

	KPIの名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上
										分類
3	保育所等が発達障がいに係る訪問支援等を受けた件数【当該年度4月～3月】	目標値		250.0	260.0	310.0	340.0	370.0	件	単年度 値
		実績値	226.0	172.0	244.0					
		達成率	—	68.8	93.9	—	—	—		
4		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
5		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
6		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
7		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
8		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
9		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
10		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者利用施設運営事業			
目的	誰(何)を対象として	視覚・聴覚障がい者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	情報提供等を行う利用施設からの適切な支援を受けて円滑に意思疎通を図り、社会参加を実現する		97,995	100,796
			うち一般財源 (千円)	59,901	62,704
令和4年度の取組内容	○視覚障がい者の意思疎通・社会参加支援のため、点字図書館(松江市内)/(社福)島根ライトハウス、浜田市内/(社福)島根県社会福祉事業団)に補助(業務委託)を行い、点字図書・朗読図書等の製作や貸出、生活訓練事業、各種相談事業等を実施 ○聴覚障がい者の意思疎通・社会参加支援のため、(社福)島根県社会福祉事業団(聴覚障害者情報センター(松江市内)及び西部視聴覚障害者情報センター(浜田市内))に業務委託を行い、字幕・手話入りビデオの貸出、手話通訳者・要約筆記者の養成、各種相談等を実施				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	引き続き情報保障・社会参加促進に向けた着実な周知活動を実施する。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	点字図書及びライブラリ利用登録者数【当該年度3月時点】	目標値		1,480.0	1,530.0	1,580.0	1,630.0	1,680.0	人	累計値
		実績値	1,347.0	1,368.0	1,368.0					
		達成率	—	92.5	89.5	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○点字図書、録音図書、CD図書、字幕付きビデオの貸出等(現物貸出数及びパソコン等のダウンロードによる利用件数)について、一定の利用があり、社会参加の支援につながっている。令和2年度以降はコロナによる巣ごもり需要の影響等により、ダウンロード利用が大幅に増えたと思われる。 利用件数 (H30) 112,100件 (R元) 117,960件 (R2) 168,902件 (R3) 158,112件								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○点字図書館(東部・西部)、聴覚障害者情報センターは、視覚や聴覚に障がいのある方への図書、DVD等の貸出のほか、生活や進路に関する各種相談・情報提供、手話通訳者など意思疎通支援者の養成・派遣等を継続的に実施しており、障がい者の社会参加につながっている。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点
	② 原因	ア)各施設における利用登録者実数等は伸びているものの、視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障害者手帳を所持している人数から見ると大きく乖離しており、潜在的なニーズは存在すると思われる。 ア)情報センターを設置していることやサービスの内容等に係る周知が不足している。
	③ 方向性	ア)視聴覚障がい者が、円滑な意思疎通や各種サービスを確実に受けられる体制の充実は重要な取組であり、センター広報誌の配布等によるPR、ホームページやブログの充実、県の広報媒体の活用等により広報啓発活動を継続していく。 また、点字図書及び録音図書、字幕付きビデオの製作や各種サービスの提供を継続的に実施し、利用者の利便性の向上を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者就労支援事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	障がい者の就労を促進するとともに、就労支援事業所等を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。		133,801	177,259
			うち一般財源 (千円)	87,223	116,539
令和4年度の取組内容		○障がい者がその能力を十分に発揮し地域で自立した生活ができるよう、「障害者就業・生活支援センター」への登録や福祉施設からの一般就労を促進する。 ○就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上に向けて支援を行う。			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		○積極的に工賃向上を支援していくため、R3年度実績を踏まえてR4年度の優先調達目標額を定めた。			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	I-3-(1) 多様な就業の支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	障害者就業・生活支援センターの新規登録者【当該年度4月～3月】	目標値		356.0	364.0	373.0	382.0	392.0	人	単年度値
		実績値	348.0	344.0	305.0					
		達成率	—	96.7	83.8	—	—			
2	福祉施設からの一般就労者数【当該年度4月～3月】	目標値		110.0	123.0	134.0	146.0	157.0	人	単年度値
		実績値	101.0	82.0	98.0					
		達成率	—	74.6	79.7	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数 R3:275件(R2:247件) 11.3%増 ・障害者就業・生活支援センターにおける実習件数 R3:286件(R2:284件) 0.7%増 ・県の工賃向上支援事業を活用したB型事業所の工賃実績が伸びている。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・障害者就業・生活支援センターを中心に、圏域内のハローワーク、特別支援学校、福祉施設、医療機関、市町村等と連携して障がい者の就労支援に取り組んでいることで、施設からの一般就労が増加している。 ・令和3年において法定雇用率を達成している企業割合は68.0%(420社)であり全国第1位となっている。
課題分析	① 課題	ア) 福祉施設から一般就労への移行者は前年より伸びているが、目標値には達していない状況。 イ) 就労継続支援B型事業所の工賃実績は、これまで高い水準で推移していたが、近年は工賃実績が下がっている。
	② 原因	ア) コロナ禍で実習等の就労支援施策を企業に働きかけることが困難であった。 イ) 新型コロナウイルスの感染拡大による企業活動の停滞による作業受注の減及び施設イベントなどの活動の制約を受けた。さらに、令和4年以降エネルギー価格・物価高騰に伴う、生産コスト上昇による工賃への影響が懸念される。
	③ 方向性	ア) 障がい者の就労希望に添えるよう、障害者就業・生活支援センターを中心として、就労移行や定着支援サービスを実施する福祉施設等が連携して、支援体制を整える。 イ) 県は障害者優先調達推進法に基づく受注の増加とともに、事業所の受注量を回復させるために、島根県障がい者就労事業振興センターと福祉施設がさらに連携をとり、工賃向上に取り組む。また、事業所において、エネルギーコスト削減など工賃向上に向けた取組が図られるよう働きかける。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課 障がい福祉課

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		32,798	45,902
			うち一般財源 (千円)	26,617	36,553
令和4年度の取組内容	○障がい者福祉各法に基づき設置されている「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直した点	専門相談の円滑な遂行。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活保護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類																																													
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値		4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	件	単年度値																																													
		実績値	4,702.0	5,105.0	5,416.0																																																		
		達成率	—	108.7	115.3	—	—	—																																															
2		目標値																																																					
		実績値																																																					
		達成率	—	—	—	—	—	—																																															
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実	○相談件数の内訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>①身体障害者更生相談所業務</td> <td>1,402件</td> <td>→ 1,352件</td> <td>→ 1,222件</td> <td>→ 1,247件</td> </tr> <tr> <td>②知的障害者更生相談所業務</td> <td>391件</td> <td>→ 414件</td> <td>→ 356件</td> <td>→ 607件</td> </tr> <tr> <td>③精神保健福祉センター業務</td> <td>2,126件</td> <td>→ 2,936件</td> <td>→ 3,527件</td> <td>→ 3,562件</td> </tr> <tr> <td>(③のうち、ひきこもり)</td> <td>494件</td> <td>→ 597件</td> <td>→ 503件</td> <td>→ 345件</td> </tr> <tr> <td>注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(③のうち、ギャンブル依存)</td> <td>200件</td> <td>→ 222件</td> <td>→ 163件</td> <td>→ 159件</td> </tr> <tr> <td>注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,919件</td> <td>→ 4,702件</td> <td>→ 5,105件</td> <td>→ 5,416件</td> </tr> </table>											H30	R1	R2	R3	①身体障害者更生相談所業務	1,402件	→ 1,352件	→ 1,222件	→ 1,247件	②知的障害者更生相談所業務	391件	→ 414件	→ 356件	→ 607件	③精神保健福祉センター業務	2,126件	→ 2,936件	→ 3,527件	→ 3,562件	(③のうち、ひきこもり)	494件	→ 597件	→ 503件	→ 345件	注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。					(③のうち、ギャンブル依存)	200件	→ 222件	→ 163件	→ 159件	注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。					合計	3,919件	→ 4,702件	→ 5,105件	→ 5,416件
	H30	R1	R2	R3																																																			
①身体障害者更生相談所業務	1,402件	→ 1,352件	→ 1,222件	→ 1,247件																																																			
②知的障害者更生相談所業務	391件	→ 414件	→ 356件	→ 607件																																																			
③精神保健福祉センター業務	2,126件	→ 2,936件	→ 3,527件	→ 3,562件																																																			
(③のうち、ひきこもり)	494件	→ 597件	→ 503件	→ 345件																																																			
注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。																																																							
(③のうち、ギャンブル依存)	200件	→ 222件	→ 163件	→ 159件																																																			
注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。																																																							
合計	3,919件	→ 4,702件	→ 5,105件	→ 5,416件																																																			

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。 適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○ひきこもり支援センター地域拠点を設置し、県西部での相談・支援体制を強化した。 ○ギャンブル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。 新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。 ○精神障害保健福祉手帳システムは新規構築、療育手帳システムは改修したことにより、事務の効率化を図った。
課題分析	① 課題	ア) 来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、地域間で格差がある。 イ) 電話相談の件数も増え、継続的な対応を求められることもあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。
	② 原因	ア) ひきこもりについて継続相談できる体制が不足している。 イ) 子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高年齢層の対応先がない。
	③ 方向性	ア) 継続的な対応が必要となる個別ケースに有効な体制(市町村等関係機関連携)を構築する。 イ) 身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努める。 市町村等に対して、さらなる支援拠点構築や居場所確保のため、国の補助事業の活用を促す。